



第8章
計画を円滑に推進する
ために

計画を円滑に推進するために

(1) 情報提供・共有の推進

町広報やホームページなど様々なメディアを活用し、介護保険制度の周知やサービス利用の手続き等の情報提供に努めます。

ゆとり窓口や地域包括支援センターなどでは、介護や保健福祉サービスに関する情報に限らず、町内で展開されている色々な活動・取り組みやボランティア活動の情報等など、町内に散らばる様々な社会資源の情報を集約・整理し、住民の目線に立った情報提供に努めます。

また、単に情報の発信にとどまらず、様々な機会を通じて、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、町内会など地域の中核となる関係者との情報共有や、地域全体でのまちづくりという視点に立ち、買い物、除雪、移動支援などの生活支援について、商工会や建設業界、交通事業者などとの情報交換・共有を通じ、地域資源の発掘や課題解決に向けた協議に取り組んでいきます。

(2) 計画の推進管理

本計画の推進にあたっては、当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を設置し、計画の進捗状況報告と意見交換を実施し、高齢者施策の総合的・計画的な推進に努めます。

(3) 町民・関係機関等との連携及び協働の推進

地域社会において高齢者の生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした各種保健福祉サービスの提供や関連施策の充実と共に、地域住民の主体的な取り組みが不可欠です。

町民との協働によるまちづくりを推進するためにも、町民が主体となったボランティア団体やNPO法人等の活動を支援するとともに、関係機関と密接な連携体制を築き、当別町全体としての地域包括ケア体制づくりを推進します。